

教育報告

法学教養科目における実務家との連携 —消費者教育と「ルールづくり」の実践より—

上田理恵子

本報告では、2021～2022年度前学期までに担当した法学教養科目において、法実務家による出前講義を導入したなかから、消費者教育と法教育教材「ルールづくり」について、実施のねらい、実施内容、受講生の感想にもとづく成果と課題を明らかにする。消費者教育は、2022年度4月からの成年年齢引き下げを受け、弁護士や元警察官らによる出前講座を授業のなかに位置付けた。法実務家による具体的な事例や工夫によって、学生の感想からは法に対する関心や主体的に行動する消費者としての自覚が認められた。全学に対して必要な内容を効果的に実施することが課題である。法教育教材として開発された「ルールづくり」をテーマとして、弁護士による出前授業や他大学とのワークショップを実施した。実施体制等の課題も残るが、多くの学生にとって身近な事例からルールの役割を実感することができたことが成果である。

1. はじめに

大学教育における法学は「法学の専門教育を受ける者にとってだけでなく、より一般的なかたちで大学における教養教育の一環としても、必要な科目である」と日本学術会議の参照基準では述べられている（以下『参照基準』と略述する）¹。裁判員制度の導入等もふまえ、「特に、憲法の定める民主主義、基本的人権の尊重等の理解は、すべての市民の生活全般の基礎となる」からであるという。

しかし、何をどのように教えるべきかについては「市民生活における法律問題についての最低限の知見を教授することだけが唯一の方法ではなく、各分野・問題に即したかたちでの法学の教授等が考えられる」と示唆されているにとどまる。

このことについて、国立大学の法学教養科目担当者に向けてアンケート調査を実施した金子（2021）も「法学教養科目では何がどのように教授されるべきかについては十分に議論が尽くされ

¹ 日本学術会議（2012）「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 法学分野」22-23頁。

たとは言い難い」²と指摘する。そのアンケートの結果から見えてきたことは、固定化した担当者個人に科目の内容も委ねられている場合が多く、人的・物的資源の不足や基準の不明確さが否めないという点である。

報告者も固定化された担当者のひとりである。本学で報告者が担当する授業はいずれも100人前後から200人の大規模授業であり、大半が1年生、大部分の受講生は専門科目としての法学を学ぶ予定はない、という共通点がある³。2020年度の着任にあたり、前もって指定されたのはいずれも科目名だけである。あとは教員の裁量で「自由に」授業計画をたてるようにと指示された。それは着任後も変わらなかった。教室で再び会うことのない受講生に向けて、15回限りの機会を活用した望ましい取組とは何か、考え続けている。

幸い、司法制度改革審議会意見書(2001年)に遡る「国民的基盤の確立」をはかるため、地域の法曹界はいずれも若い世代への啓発や教育に積極に取り組まれている⁴。そこで、専門科目としての法学を学ぶ予定はない学生が法実務の現場について知る機会を授業のなかに取り込むことで、期待しうる教育効果は高いと考えた。2020年度の着任以降、富山地方裁判所からは裁判官による裁判員制度出前講義や裁判所事務官・家庭裁判所調査官による出前講義、富山県弁護士会とは消費生活センターや法教育に関する委員会を通じた出前講座等、授業計画にあわせて複数の出前講義を実施していただいていた。

本報告ではそのなかから、二つの取組について報告する。一つは法実務家の出前講座を中心とした消費者教育である。周知のとおり2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられた。これをふまえ、高校生や大学生が消費者トラブルに巻き込まれないよう、消費者庁や消費生活センター、法曹界でも啓発活動が加速していることから、特に受講者層に直結する問題として注意してきた。

もう一つは、法教育教材として開発された教材「ルールづくり」をもとにした実務法曹や法関連団体との取組である。具体的には富山県弁護士会法教育に関する委員会や金沢大学法友会等、法教育を長年にわたり実施してこられた諸団体である。頻繁に引用される説明によれば、法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」⁵であり、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L. 95-561)に由来する。教材の開発や授業実践は学校教育段階が中心として設定されてきており、大学法学部や法曹養成のための高次教育としての法学教育(legal education)とは区別されてきた⁶。

² 金子宏直(2021)「法学教養科目の国立大学における現状」法と教育 12, 39-48 頁。

³ 2021年度までは1クラスだけ、再履修生を念頭とした「2年生以上優先」という科目が設置されていたが、今年度から制限がなくなり、同じ曜日・時間帯の受講者数は200名の受講生となった。また本学では、専門科目として法学を受講する予定のある経済学部の学生には、なるべく他の分野の科目を受講するよう指導されている。

⁴ 司法制度改革とその眼目の一つである「国民的基盤の充実」の説明については法務省サイトに詳述されている。https://www.moj.go.jp/housei/servicer/kanbou_housei_chousa18.html (参照 2022-9-15)

⁵ 法教育研究会(2004)「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」2頁。

⁶ 対象の設定等の沿革を整理したものとして佐藤伸彦(2020)『裁判員時代の刑事手続に関する法教育基礎理論序説』ナカニシヤ出版、特に2-3頁。

しかし実際には、受講生の大半は高校までの実践を知らない、あるいは覚えていないという。また冒頭の説明と照合ししても明らかなように、法学教養科目の趣旨にも合致しており、活用すべきだと考えた。

以下では、いずれも実施の背景、当日の進行、受講生の感想をもとにした考察の順に報告する。

2. 消費者教育に関する実施内容

2.1 「経済生活と法」実施概要

2021年度と2022年度には、いずれも前期に「経済生活と法」を担当した。2021年度（月曜・4限、水曜・1限）2クラスの受講者数はそれぞれ72人（うち1年生46人）、87人（うち1年生77人）、2022年度は（月曜・3限、火曜・2限）2クラスでそれぞれ135人（全員1年生）、74人（うち1年生47人）だった。

筆者が担当することになった「経済生活と法」では、「近代私法の原則とその修正を考える」というテーマに沿って、民法の諸原則と契約の当事者に力の差が生ずる事案や社会法に関する諸問題を扱うことにしている⁷。まずは自由で対等な個人が契約を結ぶという「原則」に沿った過程について、関連する民法の諸規定の文言や構成、法制史上のトピックを概観する。その「原則」だけでは解決できない諸問題に対応する新しい法制の一つとして消費者保護法制を紹介する。2022年度からの成年年齢引き下げをふまえ、受講者の誰もが当事者意識を持てるはずであり、大学生活についても注意喚起する必要もあるからだ。したがって、法制史的解説や基本的な法律の文言の確認という作業を取り入れつつ、私的自治の原則から修正への流れを理解したあとにゲストスピーカーによる授業を取り入れること、感想の内容はとりまとめのうえ消費生活センターや講師本人と共有すること、学生へも適宜フィードバックをすることは、講義担当者の責任として欠かさず行ってきた。

2.2 富山県消費生活センター出前講座「大学生に必要な消費生活知識」の活用

消費生活センター主催の出前講座には、自治体ごとにさまざまな工夫が認められる。消費生活センターの職員や相談員自身が講師となる場合もあれば、金融広報委員会と協力して金融教育の授業を提案されることもある⁸。岡山県消費生活センターは、岡山大学の学生諸君と消費者教育動画を共同制作している⁹。

富山県消費生活センターでは、弁護士が講師として派遣される。出前講座の題目は「大学生に必要な

⁷ 2020年度に着任してからそのように計画した経緯については拙稿（2020）「教養教育科目における法教育事始め：遠隔授業初年度での実施例」富山大学教養教育院紀要2，45-55頁参照。

⁸ たとえば、報告者がかつて活用させていただいた熊本県金融広報委員会の出前講座では、大学生に人生設計のなかでお金の使い方を考えさせる一環として消費者トラブルについても教えていただいた。講座情報については<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/55/50701.html>（参照2022-9-15）。

⁹ この活動が消費者庁の表彰を受けたことについて岡山大学のサイトhttps://www.okayama-u.ac.jp/tp/news/news_id10245.html（参照2022-9-15）。なお、制作された動画は岡山県消費生活センターのサイトから閲覧できる<https://www.pref.okayama.jp/site/presssystem/741919.html>（参照2022-9-15）。

な消費生活知識」である。消費生活センターから発行される契約の意味から始まり、とりわけ大学生が陥りがちな消費生活トラブルの事例を紹介し、必要な注意をされる点は共通している。とくに、被害にあう前だけではなく、どの時点でも相談することである。

これに対して、方法や使用教材、言及する話題に講師の違いが出る。2021～2022 年度で実施されたなかでは、①大学生を念頭においた紹介 DVD 視聴を取り入れられた事例、②自身の学生時代の体験談も交えて、扱われた事例を重点的に紹介される場合もある。③どの授業でも写真や図は用いられたが、特に多くグラフや表を提示し、「知る」「考える」「動く」「相談して」等の短いキーワードを繰り返す工夫もあった。消費者トラブルだけでなく、エシカル消費を心がけるという消費者の積極的役割に言及された方もあった。エシカル消費とは、地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動を意味し、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴールのうち、特にゴール12「つくる責任 つかう責任」と関連する¹⁰。SDGsに関連する授業は複数開講されているため、受講生にもなじみがある話題である。

また、あくまで時間があれば、あわせて弁護士とはどのような仕事なのかについてもお話いただくようお願いしてきた。

2.3 出前講座に対する学生の感想より

2.3.1 講義の共通部分について

以下では、受講生の感想をてがかりに、彼らの「学び」を考察する。なお、引用した記述については、明らかな誤字・脱字を除いて修正していないことをおことわりしておく。

講師の先生方が共通して扱われた部分については、契約が口頭で成立すること、被害にあう可能性を自分事として日頃から注意しなければならないこと、どのタイミングでも相談できるし、しなければならないことを共有できたようである。

書面に依らずとも契約が成立することについてはすでに民法の条文でも確認してあった。だからこそ「約束した覚えのない金銭請求」に一切応じてはならないという注意は「授業の応用編のようなものでとても印象に残」ったという。同時に、複数の懸念も認められた。「だからといって証拠がないと、初めに聞いていたものとは違っても契約書が優先されるということも知って、証拠を残しておかなければならないと感じましたが、実際はそのようなところまで気が回らず困難なことであると思いました。根拠というのは具体的に録音等なのでしょうか」「書面にサインをしてしまった場合や、商品そのものを受け取った場合は言い逃れをすることができないのは感覚的にわかりますが、口約束での予約となると証拠がないように感じます」「口頭での契約で相手が見覚えのないとかの嘘をついてきたとき、私たちはどのような行動をとるべきですか？またそういう事態が起きないように口頭での契約になった場合は事前にどのような対策をするべきですか？」等であった。この後に再度、一般原則を定めた民法の特別法として、契約の相手が事業者であった場合には重要事項を記載した書面交付

¹⁰ 消費者庁のサイト <https://www.ethical.caa.go.jp/ethical-consumption.html> (参照 2022-9-15)

の義務付けを特定商取引法や消費者契約法等が規定していることを再確認させることで、消費者と事業者という場面では納得してもらうことができた。ただ、対等な関係にある当事者間の契約についても、「証拠」にこだわる例は今年度も続いている。相手との信頼関係や契約の内容等、具体的な事例に即しての説明をさらに重ねる必要があるかもしれない。

契約締結やその効果を根拠づけるために当事者の意思を最大限に尊重する考え方は「意思主義」と呼ばれる¹¹。法制史的に見れば、書面をはじめ種々の形式が重んじられた時代の方がはるかに長かったこと、意思主義については日本法が倣ったとされるフランス法の意思主義が公証人の関与を前提としていた点で日本法とは異なること等、重要な論点も存在している¹²。このような話題に事前事後も踏み込むか、あるいはもう少し法実務の実際の話を敷衍していただくか、検討の余地がある。

消費者トラブルの諸事例が紹介された際には、自分や親しい人の経験が述べられている例も複数認められた。しかし、むしろ「自分は大丈夫」と思っている受講生が大半であったため、講師から「巻き込まれるまでは、みんな自分は大丈夫だと思っている」や「自分は騙されまいだろうと思っている人が危ない」と言われて印象に残ったという記述が多かった。大学生になって自分の名義でクレジットカードが作れるようになることでも注意喚起があった。これについても「お金の使い方あまり慣れていない私たち大学生にとっては、どのくらい自分が使っているのかを十分に把握しなければ大変なことになってしまうと改めて感じた」等の感想があった。

2.3.2 講義の工夫に対する感想

上述した三つの工夫（①～③）に即した感想として特徴的なものを以下に挙げてみた。

DVD が使用された授業（①）の感想では、詳しい映像批評も見受けられた。「ただ注意のためのDVDならAIのキャラ付けだったり時間が巻き戻ったりと言ったような余計な設定はいらないと思うのですが、あえてそのあたりを作り込むことにより分かりやすく伝えたいという製作者の強い思いを感じました。色使い等もよくあるDVDよりポップで、特に私たちのような騙されやすい年代をターゲットにしているのかなと考えました。しかし話の内容はとってもリアルで、実際にこんなことがあったら騙されかねないなと思ってしまいました」「映像を見ていると、バイトを一緒にやっていた仲の良い先輩の言葉になら多少は信じるかもしれないなと思った」等である。一見して脱線したかと思いきや、理解にいたる道筋には各自のやり方あると気づかされた。

講師自身の経験や実例を多く取り入れた授業（②）の感想には、「偉い先生」が自分たちと同じ大学生だったときのエピソードや、老若男女をとわず「頭がいい人」でも騙される事例に共感する記述が多かった。「実際のリアルな話をはさみながらの授業が、かみ砕かれていてとても理解しやすかった」「大学に入る前から何回も言われてきていたが、現場に立っている方のお話を聞いて、改めてその重大さに気づけた。このような事柄は、自分で体験して、身に染みた辛さを味わわないと、芯の部分での警戒には繋がらないと、私は考える。しかし、そうなるのは取り返しのつかない程のことであ

¹¹ 用語説明については法令用語研究会編(2020)『有斐閣 法律学用語辞典 第5版』有斐閣、17-18頁。

¹² 今村与一(2018)『意思主義をめぐる法的思索』勁草書房、特に14-27頁参照。

るのも確かであるから、その手前で、様々な機関を相談先の選択肢として用意しておくことが大切だろう」「どんなにしっかりしている人も騙されることはザラにある。親しい友人でも、理解ある家族でも、一度立ち止まって、そんなうまい話があるか、と疑ってかかることの重要性が分かった」「どれだけ頭がよくても知らない分野の話になるとだまされてしまう実例があると知り自分の知らないことには信用できる相手や情報源から知ることが大切だと思った。自分一人で解決しようというのはとても危険だと感じたのでとにかくわからなかったら弁護士等に頼ることを躊躇してはいけないと思った。きっとだまそうとする側は相手をうまいこと言いくるめて誰にも相談させない状況を作るのだと思った」という記述が認められた。

自身のアルバイトの経験について分析してみせた例もある。「(居酒屋のアルバイトで) 予約を取る時に、前日までにキャンセルしないと料金をいただくことになる、と伝えたことを予約表に書くと店長に言われました。今回の講義を聞いて、『口約束でも契約が成立し、契約した時点で聞かされていない内容は契約の内容にならない』という話を聞いて、予約表に伝えたことを書くことで、お客さんに聞いてないぞと言われてトラブルになるのを防ぐためだったのだと思いました。口約束は書類を書いたりするよりも軽いイメージがあるけれど、予約の電話も契約であると思うので、気を引き締めたいです」

図表や写真を多く取り入れた授業(③)では、「グラフが出てきて、やはり若い世代が多くトラブルにあっていることが分かり、自分にも消費活動をするときに危険があることを実感できました。成年年齢の引き下げは、視点を変えてだます側からみると、ターゲットにしやすいということに気づきました」「消費者被害の半数以上が20歳未満で、私はいま19歳であるが、アパートや自動車学校の契約を自分でして、大人になったという実感で嬉しさもある反面、契約したことの責任の重さを感じられて少し怖いと感じるところもある」「(企業の偽サイトは) 本物かどうか見分けがつかないほど精巧にできていて、恐ろしいと思いました。やはり自分だけではわからないこともあるし、どうにもならないこともあるので、困ったときは相談しようと思いました」という記述等が認められた。

消費者トラブルへの対処法だけでなく、企業に対して消費者からの働きかけを促すエシカル消費に関する反響もたいそう大きかった。「フェアトレード商品を出来るだけ買う等社会全体のことを考えた行動ができるようになりたい」「世界では日本内だけでは想像しがたい不当な取引が横行しているという。ものを買うときにはフェアトレード製品かどうかというのもチェックしていきたいとも感じた。微力ではあるが世界のために自分にできることを見つけていきたい」「世界のあらゆる場所で、児童労働・搾取の問題があって、生活に困っている人たちが多くいる。消費者の私たちとして、フェアトレードの商品を買ったり、買うときは買うものを選び、使うときは大切に使って、捨てる時はリサイクルするよう心がけたり、寄付やクラウドファンディングに協力したり等、私たちになにができるかを考えていきたい」「今自分が非常に興味ある分野の内容で、今日の出前講義で聞けると思っていなかったのも、とても面白かった」「消費者としての意識を高く持つことで市場での商品の質の向上につながるため、これからの消費者生活において常に商品が周りに与える影響について気をつけ、自分で『良い』ものを取捨選択していかねばならないと感じた」「レアメタルについてのお話を

大変興味深いと思いながら聞いていました。私は理系で、理科系の学科に属していて、金属の特性や希少さも、知っているつもりでいました。ただ、想像以上に問題は深刻で、SDGs の取り組みの重要性を改めて認識しました。「私たちは、身近な契約にだけ目を向ければいいのではなく、視野を広げて、環境へも配慮した消費生活を送るとなるとお良いと思う」「SDGs に対する興味は若者の方が高いというデータがありましたが、実際私の周りも、親世代から上は、存在を知りません。もっと SDGs が広まらないことには、ゴール達成は不可能だと感じています」等、問題意識がうかがえる記述が多かった。消費者教育としてどこまで授業の範囲に取り込むか、考えさせられた。

2.3.3 実務家による授業についての感想

弁護士を講師に迎えることの意義も強調されていた。「実際の弁護士さんの話が聞けてとてもいい機会だった」「弁護士の方が言っていたため説得力があった」「本物の弁護士さんに会う機会はなかなかないと思うので今回の講義はとても貴重なものだった」という記述に類似したものは 30 件以上認められた。ほかには「弁護士に相談するのは敷居が高くてできないかもしれない。だから、今回のような弁護士と関われる機会を増やすことで弁護士に相談しやすい環境を築くことが大事だと思う」等である。

2.4 警察の視点からの消費者教育

2.4.1 実施の経緯

2022 年度前期にはこのほか、「市民生活と法」（月曜・2限）でも元警察官の世取山茂氏を講師に迎え、警察の視点から詐欺・悪質商法対策についてご講義いただく機会があった¹³。受講者数 97 人（うち 1 年生 67 人）のクラスである。この科目では 2022 年度から「『これから専門的に法律を学ぶ予定のない学生』を対象に、社会人として最低限知っておいた方がよいことを学ぶ場を提供する」ことが科目共通のねらいであると記載されるようになった¹⁴。この趣旨にも合致すると考え、お願いすることとした。

2.4.2 当日の進行と学生の感想

講義の順番は、事前に配布されたスライド資料に沿って、①詐欺・悪質商法関係法令、②詐欺・悪質商法の手口、③対策、④まとめの順にお話をされた。

①では刑法から特定商取引法にいたるまで関連諸法令の条文が数多く提示されたが、「未遂罪」の概念等法律用語について基本から丁寧に解説しておられたため、受講生も集中している様子が認められた。

¹³ 講義の中心となる警察の対応については以下のご論稿がある。世取山茂(2021)「詐欺・悪質商法に係る相談への相談者本位の対応について」警察論集 74-5, 55-92 頁。

¹⁴ 富山大学 Web シラバス <https://www.u-toyama.ac.jp/student-support/course/class/web-syllabus/>（参照 2022-9-16）

②では、架空請求料金詐欺や副業紹介詐欺、マルチ商法のように消費者庁から配布されるトラブル事例集に掲載されている事例もある。すでに高校で関連する授業を受けたことがあるという受講生も少なからずいたようである。ただ、たとえば「送り付け商法」では、商品を送り付けるにあたって顧客の情報が新聞の逝去通知等から巧妙に収集されること、探偵業者の不当請求では、探偵業者は「調査」しかできず、トラブルを「解決」するというのは弁護士法 72 条違反にあたること等、実際の情報や法的根拠を逐一加えながらの解説だった。「高校で話を聞いたり自分で調べてみたりしたこともあり、どういう仕組みなのかとかを理解しているつもりでいましたが、世取山さんの話を聞いてまだまだ自分の知らない手口や情報があることがわかりました」「正直今まで中高でたくさんの詐欺についての講演を聴いていたので詐欺や悪質商法については大分わかっていると思っていましたが、世取山さんのお話を聞いて初めて聞く詐欺がたくさんあって驚きました」「詐欺のイメージというとオレオレ詐欺しか思い浮かばなかったが、商品が勝手に家に届いて金を請求されたり、アルバイトだと思ったら危ない受け子だったり、パソコンを操作していて急に警告音が鳴ったり等、本当に私の身に起こって、詐欺だと知らなかったら引っかかってしまいそうな手口ばかりで驚いた」等の感想が認められた。

③の各種の詐欺・悪質商法に対する警察の取組状況については、特殊詐欺では実行犯の逮捕だけではなく、特殊詐欺の組織の構造が説明されたうえで、上層部への「突上げ捜査」、犯罪利用口座の凍結、使用された電話番号の警告や利用停止等「犯行ツールの遮断」に力が入れていること、特殊詐欺組織の背後にいる指定暴力団代表者に対して、損害賠償請求訴訟においても警察が支援していることが語られた。受講後の感想も「逮捕だけでなく犯行ツールの遮断」への注目が多かった。「詐欺グループの逮捕に時間がかかってしまうと被害が増えてしまう恐れがあるのでまずはツールの遮断をするということから警察の技術力の高さを感じる事が出来て、すごいと感じました」「正直、メディアでは主に殺人事件等、より大きな事件を目にすることが多く、先生のお話をお聞きするまでは、警察の方々がここまで詐欺に対して多くのことに取り組んでおられるとは思っていなかったもので、今回のお話を聞いて警察の方々に、より一層誇りを感じました」。また、一方で「詐欺グループの手口がもっと巧妙になってくるのではないか」という懸念や「時代と共に詐欺を含め犯罪が変化している中で法律が遅れを取らないよう、専門家のみならず私たちも意識しなければならないと感じました」という感想があったかと思えば、他方でこれと対立するコメントも見られた。「(口座の)利用停止や削除をするにしても強制的に停止する法的根拠はどのように収集され、認められるか」という疑問である。今回は余裕がなかったが、事後的に両方の意見を提示することで、犯罪予防と刑事手続における人権保障について議論する時間も設けられそうである。

④については、これまでの警察の対策を確認した後、「簡単に儲かる」や「楽に儲かる」ことはないこと、被害に遭わないとともに犯行に加担しないよう注意すること、未遂情報も警察相談専用電話（#9110）へ相談するようにとまとめられた。講師からの強いメッセージを受けて「早い段階で詐欺に気づくことが重要」であり、そのために「私たちが事前に詐欺のやり口を知っておくことが特殊詐欺の被害防止につながる」「4 月から成人となったので身を引き締めたい」「周囲の人にも伝えたい」

という感想が多かった。

2.5 小括

消費者教育に関する出前講座の機会を設けた成果を三点挙げておきたい。

一つ目は、日頃は法実務に携わっておられる方だからこそ、強い説得力を持って受講生に伝わったことである。受講生の感想から、すでに高校までに同種の講座を受講していた者も少なくなかった。それでも「自分が知っていたよりもはるかに情報量が多かった」という感想が相次いだ。

二つ目は、受講生の自発的な事後学修につながったと思われる例が複数認められたことである。講師のなかには、前後の流れについて事前に確認し、配慮してくださった方もある。条文や理論面と実務の温度差や対策まで述べていただけたおかげで、受講生に対して法学への関心を促すきっかけともなった。また、他の授業との関連があることで関心を持ち、自分で調査したという記述もあったことから、受講生の専門分野に多少なりと関連づけられれば相乗効果が期待できることも明らかとなった。

三つ目として、フィードバックが充実していたことである。受講生の感想や疑問のなかから、個人的に問題を抱えている場合にはアドバイスを、誤解がある場合には訂正や必要な資料の提供等、適宜対応していただけた。

この三点目から、同時に課題も浮かび上がる。「大学生にこそ消費者教育の場が必要だし、そんな場が特定の授業をとっている人だけではなく、全員にあれば良いと思う」という感想に類似した複数の記述が認められたからである。すでに新入生ガイダンスや個別の学科においても、悪質商法への注意喚起等、消費生活センターによる講座は実施されていると聞く。にもかかわらず、受講生はそれらとこの授業を区別して、全学向けの授業を希望しているということである。それは、事前・事後の回とセットにし、フィードバックを丁寧にする等、きめ細やかな工夫で得られる効果であると考えられる。では、全学の学生対象にこうした授業形態が可能か、実施体制の検討が求められよう。

それ以前の問題として、法学教養科目の設定から見直す必要もあるのではないかと、というのが個人的な見解である。2022年度から「経済生活と法」にも、以下のような科目共通の文言を示すこととなった。「経済活動に密接に関連する法には、自由な経済活動の促進を目的とするものも、社会福祉等のためにその抑制を目的とするものもある。本科目は、それらの全体を俯瞰しまたはその一部分を掘り下げることによって、法を通して社会・経済の仕組みを理解することができるようになることをねらいとするものである」¹⁵。作成にあたっては報告者のシラバスもご配慮いただいたと聞く。冒頭に掲げた学術会議の『参照基準』の記述「各分野・問題に即したかたちでの法学の教授」に照らしても「経済活動」に即しているとも説明できそうである。しかし、そもそも法学教養科目として「経済生活」と「市民生活」はどのように異なるのか、区別すべきなら何をどのように教授すべきか、議論の余地があるように思える¹⁶。

¹⁵ 富山大学 Web シラバス <https://www.u-toyama.ac.jp/studentsupport/course/class/web-syllabus/> (参照 2022-9-16)

¹⁶ 法学教養科目の責任体制をめぐる課題が本学に限らない点については拙稿 (2020)「学生主導による法教育

現時点で確かなのは、どちらの科目の受講生も「専門科目としての法学を学ぶ予定はない1年生」が大部分であること、複数の感想で消費者教育の授業は自分たちに必要だと述べていること、そのなかには自発的な学修や視野の拡大へとつながったと思われる例も少なくないことである。

3. 「ルールづくり」の授業をつくる

3.1 実施の経緯

法学の一分野を講ずるのではなく、法の専門家ではないことを前提として法的な見方・考え方を身につけさせようという取組が法教育である。そのために開発されてきた教材や実践の中心は高校までの児童・生徒を対象としたものが多い¹⁷。報告者が法曹界の皆様と法教育に取り組んできたのも、学校教員養成を目的とする教育学部に奉職していたからである。こうした取組を通して児童・生徒に身につけさせたい能力については、国際的学力調査（PISA）の基本概念とも共通すると説明される中教審の教育目標「生きる力」だと説明されてきた¹⁸。

しかし、大学に入ってから法教育で求められる資質の要請は続いていると考えられた。少なくとも、本学の教養教育の目的にも「組織や社会の一員としての責任感、他者と協力し合うコミュニケーション能力」¹⁹と明示されている。このことから、法学教養科目の一環としても法教育の取組を取り入れることは適切でもあり、必要でもあると考えた。近隣の諸大学においては、石川県では後述する金沢大学法友会、県内では高岡法科大学のように法教育に学生参加に関わる例が存在する²⁰。実際の活動は高校以下への出前授業が中心ではあるが、それらの活動を通して大学生自身も「学び」の機会となっている。

そこで、かねてから法教育の普及につとめてこられた富山県弁護士会「法教育に関する委員会」に相談させていただいた次第である²¹。

2021年度後期に担当した「市民生活と法」（火曜・4限）の履修生139人（うち1年生125人）に向けた出前講座の実施にあたっては、委員会メンバーや高岡法科大学からの教員を交えて打ち合わ

関連移動教室の成果と課題」熊本大学教育実践研究 37, 189-196 頁，特に 193-194 頁。

¹⁷ 教育現場で活用するため、校種別に開発された教材例については法務省 https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouiku_kyouzai.html（参照 2022-9-16）や法教育フォーラムの「教材倉庫」<http://www.houkyouiku.jp/>（参照 2022-9-16）から入手できる。

¹⁸ OECD が進める国際的な学習到達度に関する調査 PISA（Programme for International Student Assessment）については国立教育政策研究所 <https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/>（参照 2022-9-16）；中教審が教育目標に掲げてきた「生きる力」の説明については批判的に答申の変遷を検証したものとして以下の論稿がある。八幡恵（2016）『「生きる力」の展開』東北学院大学教養学部論集 173 号，145-158 頁。

¹⁹ 富山大学教養教育院公式ホームページ <https://www.u-toyama.ac.jp/academics/liberal-arts/las/>（参照 2022-9-16）

²⁰ 高岡法科大学と高岡市との連携事業「高岡市内の中学校における法教育の推進」の授業プランや教材作り、授業助手のために学部学生が関わっている <https://www.takaoka.ac.jp/231>（参照 2022-9-16）。活動の成果については以下を参照：高岡法科大学法学部「小学校・中学校・高等学校における法教育実施のための題材・教材およびメソッドの開発」研究班（2022）『「小学校・中学校・高等学校における法教育実施のための題材・教材およびメソッドの開発」研究成果報告書』；石田瞳（2022）「高岡第一高校における『模擬裁判シナリオ作成』」高岡法科大学紀要 33, 265-284 頁。

²¹ 富山弁護士会サイト <https://tomiben.jp/guide/committees.html>（参照 2022-9-16）

せの機会を持った。そこで出された意見をもとに講義のテーマを「ルールづくり」とし、1年生が多い授業であることから「大学に入学してから学内で疑問に思っているルール」のアンケートを取って調査することとなった。アンケートは匿名で、Moodle のフィードバック機能で実施した。回答数が少ないため、他の担当科目でも協力してもらった。それらを取りまとめたうえ、講師の先生に授業案を組み立てていただいた。

3.2 当日の進行

講義をご担当いただいたのは委員長の南果弁護士である。概ね以下の順序でお話をうかがった。①弁護士の仕事→②法律やルールの意義→③ルールの決め方→④法の決め方—選挙の意味、政治の基本概念、法律の数々→⑤法律と自然科学。①では法律専門職としての弁護士の業務内容を語られ、②への導入とされた。

その②と③が講義の中心であった。異なる個人共生するための相互尊重のルールが法である。その結論に達するまでに、まずは一人一人が大事にするものが「異なる」ということを実感しておく必要がある。そのために、人権教育の指導教材として開発された「権利の熱気球」というゲームを採用された²²。ゲームでは「きれいな空気を吸う権利」や「十分な食べ物と水を得る権利」「愛し、愛される権利」等、9個の権利を荷物にもって、各自が熱気球にのっているとみたとられる。熱気球の落下を防ぐために10秒以内に落とす荷物を決めなければならない。落としていって最後に残るのは何だったかを発表するのである。大規模クラスでも各自で取り組み、合間の時間に前後左右で見せ合うこともできるし、挙手やアンケートで全体の分布を確認することもできる。あたりまえのようでも、異なる価値観を持つことを認識するという「ひと手間」をかけることで、次の段階へ速やかに移行できることが認められた。

次に「身の回りにある疑問に思ったルール」アンケートをもとに「相互の自由を尊重しつつ、どのような調整が可能かを説明された。回答のなかで最も多かったのは「構内の駐車禁止」と「学内禁煙なのに喫煙スペースがあること」だった。前者については禁止する必要性（構内の交通事故防止や教育研究環境の保全、場所的限界）と可能性（禁止したとしても公共交通機関が利用できること）を比較衡量すること、例外的に使用可能なケースを設けて自家用車通学する権利との調整をはかるという説明を加えられた。後者の「禁煙の推進と喫煙スペースの設置」については、健康増進法の趣旨が健康被害の防止にあること、大学施設の敷地内は禁煙にする必要はあるとしながらも、一方で喫煙者の権利もある程度尊重するために、区画と明示があり、施設を利用する人が通常立ち入らない場所に喫煙場所を設けることは可能であることが説明された。

③では、皆がルールづくりの過程に参加できるという民主主義にのっとりながらも少数者の権利を守ることによって手続の公平さが担保されるべきであること、内容面ではルールを評価するための視点（手

²² 栃木県教育委員会（2011）『様々な人権問題に関する指導資料集—平成22年度版—』。本教材を含めて分析したものとして、河野辺貴則（2017）「参加型人権学習『ランキング』の授業分析研究—人権教育を通じて育てたい資質・能力の構成要素に焦点をあてて」教育実践学研究 19-1, 1-13 頁。

段が相当であるか、ルール of 文言が明確であるか、平等であるか) を紹介された。

④は、いわばルールづくりの発展編である。国法レベルでも原理は同じで、民主主義とともに立憲主義の双方が必要であることを説明された²³。

自然科学を専攻する学生が多いことをふまえてお話いただいたのが⑤の話題である。問題提起として三つを挙げられた。一つは科学の発達に伴い、それが及ぼすリスクに対する法規制も増加することである。その際、どのような利益が比較衡量されようとしているのか、当事者として注意しなければならないだろう。もう一つは、訴訟上の証明と自然科学上の証明は異なるということである。自然科学者が実験にもとづいて試みる真理の探究としての証明とは異なり、訴訟においては「通常人ならだれでも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得られる」ということが大事なのだということである。最後に、これから真理の探究へと進むにあたり、自らの探究する真理が悪用されないよう警告を発するところまでが科学者の責任となること、利用にあたっては人類すべての「民主主義」の問題であると締めくくられた。

3.3 参加者の感想より

①については、消費者教育の講座同様、弁護士による講義に注目した記述が目立った。「弁護士はこのような一人一人の自由の衝突や対立が起こった際に、相互の自由を尊重しつつ、調整を行うための重要な役職であるということがわかった」「実際に現場で活躍されていらっしゃる弁護士さん達からのメッセージはどれも考えさせられるものであり、非常に貴重なお話だったなと感じました」

②から③で多かったのは以下のような記述である。「今ある権利を当たり前だと思うことなく、自分の権利を守るために行動することの重要性を感じました」「理不尽に思うようなルールがあったとしても、なにかしらの理由があってそのルールがあるのであって、手段の相当性、明確性、平等性を踏まえて考えられていると知った。今までルールや決まりごとに対して何も考えず受け身の体制だったけど、今日の授業を受けて、なんでそのルールがあるか、ルールは平等であるか等を考えてみようと思った」②の権利の熱気球については、自身の専攻あるいは他の授業との関連づけの例として、マズローの『自己実現の5段階欲求』を挙げた記述があった。「生理的欲求から自己実現の欲求になるにつれて重要度が下がっていくのではないかと推測して「私は最初に『生理的欲求』にあたるものが最後まで残るだろうと思った。授業での結果も多くの人がやはりそうだった」と確認している。

本学での「疑問に思ったルール」に関連して、少し長いが受講生のひとりの感想を全文引用する。報告者自身も含めて、多くの感想を代表していると思われるからである。

私が今回の授業で学んだことは、どんなに疑問に思っていることにでも反対には少数派の意見が隠れているということです。まず、本授業で採られていたアンケートで「入学してから校内で疑問に思っていたこと」という疑問に南さんが答えてくださっていたと

²³ これらの内容は日本国憲法の価値や法務省の法教育教材「ルールづくり」にも準拠している。
https://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_qa01.html (参照 2022-9-16)

きに、校内は禁煙推奨なのにどうして喫煙所があるのかという質問がありました。私もその質問を見たときは「確かにどうしてだろう、推奨するならすぐに喫煙所を撤廃してしまえば簡単に校内は禁煙の空間にできるのに」と思いました。私は喫煙をしたことがなく、かつ今までの人生の中で喫煙は体に悪いものだ、喫煙だけは絶対にするな、喫煙者には近づいてはいけない等と学校で教えられてきたりしていたので、自分の中で喫煙というものまたは、喫煙者の方たちのことを絶対的な悪のような感覚で捉えていました。彼らに喫煙をさせる正当な理由があるのか、喫煙者のために喫煙所をわざわざ用意しておく必要はあるのかと考えていました。しかし、世の中では健康被害防止の観点から煙を吸いたくない人が煙を吸わない権利を重視しているが、喫煙所を用意しているのは、喫煙者（少数派）の権利も一定程度尊重しているからであるという、南さんのお話を聞いて、自分の考えがいかにも多数派に偏っていたのかということを実感しました。南さんがおっしゃっていたように、一人一人異なる価値観や思考を持っているからこそ、他者と対立することもあるだろうし、それぞれが自由の権利を持っているからこそ、自由同士が衝突・対立したときに、相互の自由を尊重しつつ、調節を行わなければいけないということを学びました。私が持った問題意識としては、この喫煙の一例だけでも、自分が現在の世の中の情勢の多数派に位置していて、偏見故に少数派のことを尊重できていなかったということを実感したのですが、自分が気づいていないだけで、まだまだ自分が他者の価値観を受け入れることができず、知らず知らずの内に少数派の権利を侵害するような思考に陥っていることもあるのかもしれないということです。これは、私だけでなく、世の中の人々すべてに言えることでもあると思います。私はそのようなときに、すべてを悪だとは思わず、そのような考えの人もいるのだ、そのような考え方もあったのかと、否定をするのではなく、存在を肯定するような考え方で生きていきたいと思いました。自分からこのような思考に変えていくことで、自分の周りの人にも少数派の意見に偏見を持たずに尊重しあえる思考を広げていけたら良いなと思いました。

法律や選挙を扱われた④については、たとえば以下のような記述がある。「今回問題意識を持ったことは、ルールの決め方の話のところで明確性が重要だという話があったが、授業でも取り上げられたりしていたと思うのだが、法解釈が違うことで裁判官の意見が割れていたりする等しているため、現在の法律の書かれ方に問題があるのではないだろうかと感じた。既成の法律を今一度見直し、複数の解釈が生じ得るものは作り直す等の作業を少しずつでも行っていくべきなのではないかと思う」。また、大部分の感想に、選挙権の行使への自覚が記述されていた。「先生が選挙に行ったことがある人に挙手を求めたとき、「思ったより多い」といったリアクションをなさっていたのが非常に印象的でした。法律に関わっている人が若者の政治離れという問題に対して抱いている危機感が我々の考えているものより大きいものであると痛感しました」「私たちが選挙で投票を行うことの意味が法作りと関係してくるということは知っていたはずだが意識しておらず忘れていた。民意を反映させるため

にもこれからは有権者という自覚を持って投票を行いたい」「選挙の意味についてのお話で、国民が作った憲法や国会が法律を作っているのだから、国民がルール（法律）作りに参加するには選挙に参加しなくてはならないと理解した。若者が選挙に行く意味とは、Z世代として新たな価値観を持つ若者の意見が選挙を通して法律に反映されることで日本社会全体が前進することだと考える」。

⑤の話題は、それだけでも長い時間をかける価値があり、難しいと感じた学生諸君も少なからずいたのではないかと思った。しかし、感想には自分事として深く考えている記述がいくつも認められた。「科学の発展と法規制とのギャップは、現在や将来の科学の発展にともなって発生するマイナス面の問題を考慮して法律を柔軟に変えていくことで小さくする必要があったと思った。また、新しい科学のメリットとデメリットの両方を比較して科学を利用するかどうかの最終的な判断は民主主義によって決定し、それに合わせて法律の制定をする必要があった」「自然科学における真理の探究は人々に多くの恩恵をもたらすが、一方で弊害も発生する。(放射能の発見やダイナマイトの開発等)そのため研究者は研究成果を発表する際にそれらの危険性も共に警告する責任がある」「今回の講座の中で一番印象深かったのは、後半にあった弁護士さん達から理系の学生に向けたメッセージです。私が理系の学生であるからというのがありますが、日々科学技術が絶大な進歩を遂げていく中で、それに関わる法の問題を肌で感じていらっしゃる弁護士さん達からの指摘は非常に勉強になりました。例えば、『訴訟上の証明』と『自然科学上の証明』の違いの指摘は、私が最近判例(特に刑法関連の)を見ていた際の違和を明確に整理してくれました。また、『科学技術の危険性を警告するまでが科学者の仕事である』という指摘は私たち理系の人間がこれから専門的なことを勉強して社会に出ていく中で忘れてはいけないことだと強く感じました」「私は理学部で自然科学の理解・発見に関するところに非常に近いので講義の後半にあった研究の内容の重要性や危険性への意識がより重大なものだと感じた」「自然科学を学ぶ者として、法律を扱うこの講義を履修した目的は趣味程度のものであった。しかし、本日の講義で自然科学と法律には切っても切れないつながりがあることを学習した。将来法律を変えてしまうほどの発見をしようと思いつくことができた」等である。専攻を問わず、理解できたと思える記述も認められた。「後半の法律と自然科学についてのお話は文系の自分にとっては難しいと感じてしまったが、法律は社会のあらゆる分野と関連づけることができるということがわかった。今後自分が社会に出て生きていくときには何かしらの形で法律に出会うことがあると推測されるため、法律の知識を少し自分の中に取り入れるべきだ」とこの講義を通して感じた。また選挙に行き投票することで自分を守ることができるということに関心を持ったため、これから行われる選挙には積極的に投票に行こうと考えた」「新しい科学の発達に伴う新たな法規制が必要だという話を聞き、なるほどと思った。確かに、ドローンの技術が進歩して、一般にも普及するようになってから、迷惑行為等様々な問題が発生し、急速に法整備が進められていったような気がする。例えば、ドローン操作にも免許が必要になった。そういった意味では、確かに法律と自然科学は切っても切り離せないのだと分かった」等、消費者教育の授業で得られた反応と類似して、受講生の関心に惹きつけたトピックは効果があることがわかった。

3.4 もう一つの「ルールづくり」—金沢大学法友会との交流について

2021 年度後期には、同じく「ルールづくり」をテーマにした取組をもう一つ実施することができた。金沢大学法学部公認サークル法友会の皆さんによるワークショップである。法友会の活動は全国的にも有名で、学生が高校等に出向いて法教育の授業を行うという活動を長年続けておられる²⁴。顧問の福本知行先生（人間社会研究域・法学系・准教授）にご協力いただき、本学教養教育院のプロジェクト型教育経費により、実施を企画した。大学生同士で法教育の授業を行うことで期待される教育的効果として、本学の学生に対しては、新しい分野の取組についてより自由に意見や質問を述べられることであり、法友会に対しては、どこまで他分野の大学生に自分たちの取組を理解してもらえるかを試すことが考えられた。

当初はオンラインで実施の予定であったが、学期半ばで対面が可能になったとき、本学の学生に事前アンケートで調査したところ、「オンラインなら参加する」という回答が圧倒的に高かった。しかし、可能なうちに対面のグループワークを実現させたかったこと、法友会の皆さんが対面を強く希望されていたことから、対面実施を敢行した。実施日は 12 月の土曜日、金沢大学から 15 名、富山大学から 4 名の学生参加となった。

この活動では二部制に分かれ、前半では「ルールづくり」に必要な 4 つの要件が導き出される。まず、アイスブレイクとして、自己紹介から理不尽なルールでも従わなくてはいけないか、身近なルールを紹介しあったあと、代表者が発表した。次に、ルールづくりに必要な 4 つの要件として「比例原則（目的と手段の均衡）」、「公平性」、「明確性」、「遡及処罰の禁止」が典型的な事例とともに導き出された。この過程で「個人の尊重」（日本国憲法第 13 条）というキーワードが繰り返された。「等しく自由な人々によって構成される社会」では、これら 4 つの要件が必要である、というのがまとめとなる。

前述の弁護士による授業と同じく日本国憲法の価値をおき、要件も概ね一致するが、とくに罪刑法定主義の派生原則から「遡及処罰の禁止」も加える等、独自の工夫も認められる²⁵。

後半はロールプレイで「シェアハウス内のルール」を修正するという課題に取り組みされた。問題のあるシェアハウス内のルールが示されたあと、各グループでひとりひとりが割り当てられた住人の立場から意見を述べあい、グループ内で調整し、さらに修正したルールが 4 つの要件を満たしているかを評価しあう。グループごとの意見を発表して結果を共有した。

最後に、見学にお越しいただいた高岡法科大学の石崎誠也学長から「法」という漢字の偏がサンズイ（「氵」）である意味を問いかける、とても興味深いお話をいただいた。サンズイには「水は水平だから公平を意味する」「池だから珍獣が逃げないように閉じ込めるといふ枠を意味する」「河や海での

²⁴ 以下の論稿に活動の詳細が紹介されている。野坂佳生・福本知行・荒井美友季（2012）「金沢法友会における法教育の研究と実践：学士課程法学教育におけるその意義」金沢法学 55-1, 33-56 頁。

²⁵ 罪刑法定主義については教職科目として必修の憲法でも扱われるため、「ルールづくり」の基準として学生も理解しやすいと思われる。代表的な憲法の基本書では、たとえば芦部信喜著・高橋和之補訂（2019）『憲法第七版』岩波書店、特に 213-216 頁、253-255 頁参照。

処刑を意味する刑罰」という三つの説があり²⁶、それぞれ法の機能を示していることから、サンズイは法の本質を考えさせるものであると述べられ、ワークショップに相応しいしめくりとなった。

実施後のアンケートで富山大学側からは、「要件をたててあてはめるという方法が新鮮だった」「なんとなくダメではいけないということがわかった」「身近なたとえでわかりやすかった」「次回を楽しみにしている」という感想があがった。金沢大学側からは、対面の活動が実現できたことの感謝が多かった。「顔を見るコミュニケーションがとれて楽しかった」「オンラインとは違った手応えあるので新鮮だった、対面でできてよかった」「いろいろな意見が出て、教材の修正点がみつかって勉強になった」等の意見が認められた。

富山大学側の参加者数の確保を課題として、今後も取組を続けていきたい。

4. おわりに

以上、2021～2022年度前学期までの法学教養科目の授業内容から、消費者教育と「ルールづくり」の実施内容、成果と課題を検討してきた。法実務家による出前講義を授業計画の流れに適切に位置づけ、場合によっては事前打ち合わせを行い、受講生からのフィードバックを丁寧に行うことが必要である。さらに、受講生の大学生としての矜持や意気込みを尊重し、他の授業科目や受講生の（将来の）専門分野にも関連づけられるようなきっかけができることがあれば、相乗効果が期待できる。そのためには、授業の実施形態や科目の責任体制に課題が残る。

この二年半のうちに、地域行政や法曹界、他大学の皆様との交流が少しずつ蓄積されつつある。報告者としては、参加者全員にとって有意義な時間をともに過ごせるように心がけながら、目の前の受講生のためにできることを引き続き模索している最中である。

上田理恵子

教養教育院

²⁶ 順に出典は以下を参照。諸橋轍次（2001）『大漢和辞典 第2版』第6巻，大修館書店 1044頁；藤堂明保・加納善光（2005）『学研新漢和大字典』学習研究社 993頁；白川静（1990）『字統』平凡社 786頁。